

令和 2 年度 上三川町監査計画

1 基本方針

地方自治法及び上三川町監査規程等関係法令に基づき、公正で合理的かつ能率的な行政運営の確保のため、違法、不正の指摘だけでなく、経済性、効率性、健全性等に観点を置いた監査を実施する。

- (1) 監査等の充実
- (2) 監査委員研修の充実

2 重要施策・重点事務事業

(1) 監査等の充実

監査等の充実を図るため、提出された資料による事前調査及び研究、並びに結果報告に対する措置状況の調査等を充実させ、効率的・効果的な監査に努める。

なお、実施する監査等は、次のとおりである。

① 定例監査【地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項】

定例監査は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査する。

併せて、事務の執行が適正かつ合理的に行われているか監査する。【地方自治法第 199 条第 2 項の規定による行政監査】

② 例月現金出納検査【地方自治法第 235 条の 2 第 1 項】

例月現金出納検査は、毎月 1 回、会計管理者及び公営企業管理者の保管する現金残高及び出納関係諸帳簿等の計数の正確性を確認するとともに、出納事務が適正に処理されているかどうか検査する。

③ 決算審査【地方自治法第 233 条第 2 項、公営企業法第 30 条第 2 項】

決算審査は、会計管理者及び公営企業管理者が調製した決算について、町長からの審査依頼に基づき、決算書等の関係諸表の計数の正確性を確認するとともに、予算の執行が効率的かつ有効なものとなっているかを審査する。

④ 財政援助団体等に関する監査【地方自治法第 199 条第 7 項】

財政援助団体等監査は、財政的援助を与えている団体等が、補助等の目的に沿って適正で有効かつ効率的に執行されているか、また、当該団体に対する執行機関の指導監督が適切に行われているかを監査する。

⑤ 健全化判断比率等の審査【地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項】

健全化判断比率及び資金不足比率について審査する。(決算審査と同時期)

⑥ 行政監査（テーマ監査）【地方自治法第 199 条第 2 項】

テーマを決めた行政監査を実施する。

○ 実施テーマ 未定

⑦ その他の監査

監査委員が必要と認めるときは、事務の執行等について監査する。

その他、町長、議会、住民から監査の請求があったときは、その都度実施する。

(2) 監査委員研修の充実

監査委員及び書記の資質の向上を図るため、研修等に積極的に参加する。

① 町村監査委員全国研修会

② 縣市町村振興協会主催監査委員研修会

③ 近隣自治体監査委員との研修会・勉強会

3 監査等の実施時期

区 分	監 査 対 象	実施時期（予定）
①定例監査	各課・室・局、出先機関等	10月、2月 (条例第3条)
②例月現金出納検査	会計管理者・公営企業管理者	毎月25日(条例第4条)
③決算審査	各課・室・局等	決算書等受理後【8月中旬】(条例第5条)
④財政援助団体等に関する監査	財政的援助等を受けている団体等（抽出…6団体程度） ○援助等団体3団体程度 社会福祉協議会、商工会（毎年）＋他1団体（隔年） ○指定管理者3団体程度 いきいきプラザ、図書館（毎年）＋他1団体（隔年）	7月【2日間】
⑤財政健全化判断比率等の審査	企画課	決算審査時
⑥行政監査（テーマ監査）	各課局	7月【2日間】
⑦その他の監査	監査委員が必要と認めた事項の所管課等	—

※ 「条例」…「監査委員に関する条例」の略